

○山梨県警察銃砲刀剣類の所持許可等事務の取扱いに関する訓令

昭和56年 8 月 7 日

本部訓令第11号

改正 昭和61年 3 月本部訓令第 2 号

平成 4 年 2 月本部訓令第 3 号

平成 6 年10月本部訓令第19号

平成 7 年 2 月本部訓令第 1 号

平成17年 4 月本部訓令第 9 号

平成17年 8 月本部訓令第13号

平成18年 3 月本部訓令第13号

平成22年 4 月本部訓令第13号

平成26年 4 月本部訓令第 7 号

平成27年 4 月本部訓令第11号

令和 2 年11月本部訓令第 9 号

令和 3 年 3 月本部訓令第 3 号

令和 4 年 3 月本部訓令第 6 号

令和 6 年 3 月本部訓令第 2 号

令和 7 年 2 月本部訓令第 3 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 許可事務（第 2 条―第12条）

第 3 章 講習会（第13条―第16条の 3）

第 4 章 技能検定の実施（第17条・第18条）

第 5 章 行政処分（第19条―第21条）

第 5 章の 2 欠格事由に対する調査（第21条の 2―第21条の 6）

第 6 章 射撃場関係（第22条―第24条）

第 7 章 古式銃砲刀剣類の登録関係（第25条）

第 8 章 雑則（第26条―第31条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「政令」という。)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)に基づき銃砲刀剣類の所持許可、講習会、技能検定、教習射撃、射撃練習、年少射撃資格認定制度等の事務取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

2 射撃場の指定関係及び申請書等の事務処理手続については、指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。)によるほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 許可事務

(届出書及び申請書の進達)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、規則第1条の規定による届出書、申請書等を受理したときは、この訓令に定める事務処理を行った上、正本を警察署に保管し、写しを速やかに生活安全部保安課(以下「主管課」という。)の長(以下「主管課長」という。)に進達しなければならない。

(届出書の確認)

第3条 署長は、規則第4条の規定による銃砲刀剣類製造等届出書(建設用びょう打銃等)、規則第5条の規定による人命救助等に従事する者届出書、規則第6条の規定による使用人届出書又は規則第90条の規定による保管業届出書を受理したときは、届出内容の事実を確認するものとする。

(申請書等の受理)

第4条 署長は、規則第9条の規定による銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書、刀剣類所持許可申請書、技能検定申請書、猟銃等所持許可更新申請書、クロスボウ所持許可更新申請書、教習資格認定申請書及び練習資格認定申請書、クロスボウ射撃資格認定申請書並びに規則第75条の規定による年少射撃資格認定申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の記載内容を確認するものとする。

2 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃の所持許可を申請しようとする次の各号に掲げる者については、前項の申請書及び添付書類に加え、当該各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者 狩猟専業者申告書

(2) 事業に対する被害を防止するためライフル銃による捕獲をする者 市町村が作成した被害防止計画若しくは都道府県知事が作成した第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第14条の2第1項の実施計画及び推薦書

(3) 継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者 猟銃所持経歴申告書（別記様式第2号）

3 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないものをいう。）の所持許可を申請しようとする次の各号に掲げる者については、第1項の申請書及び添付書類に加え、当該各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 認定鳥獣捕獲等事業者等（鳥獣保護管理法第14条の2第7項の規定に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けている認定鳥獣捕獲等事業者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第13条の6に規定する法人をいう。）の捕獲従事者（認定鳥獣捕獲等事業者等が行う鳥獣捕獲等事業において獣類の捕獲等に従事する者をいう。） 認定鳥獣捕獲等事業者等が作成した推薦書及び都道府県知事が作成した確認書

(2) 被害防止計画（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。）に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者（鳥獣被害防止特措法第9条第1項の規定に基づき設置される鳥獣被害対策実施隊の隊員を含む。） 市町村長が作成した推薦書及び都道府県知事が作成した確認書

(3) 継続して10年以上狩猟の所持許可を受けている者 猟銃所持経歴申告書

4 標的射撃の用途に供するためライフル銃又は特定ライフル銃を所持しようとする者については、国民スポーツ大会の選手又は候補者である旨の公益財団法人日本スポーツ協会の推薦書を添付させるものとする。

（面接調査）

第5条 前条の確認のうち、次の各号の申請書を受理したときは、別に定めるところにより面接調査を行うものとする。

(1) 銃砲所持許可申請書

(2) クロスボウ所持許可申請書

- (3) 刀剣類所持許可申請書
- (4) 猟銃等所持許可更新申請書
- (5) クロスボウ所持許可更新申請書
- (6) 技能検定申請書
- (7) 教習資格認定申請書
- (8) 練習資格認定申請書
- (9) クロスボウ射撃資格認定申請書
- (10) 年少射撃資格認定申請書

(猟銃所持許可用途の認定)

第6条 猟銃等所持許可申請については、次の方法により用途・目的を認定するものとする。

- (1) 狩猟用途の場合、狩猟期間中にあっては、鳥獣保護管理法による第一種銃猟狩猟者登録証又は第二種銃猟狩猟者登録証の写しを提出させ、休猟期間中にあっては、前年度の銃猟狩猟者登録証又は第一種銃猟狩猟免状若しくは第二種銃猟狩猟免状で確認する。
- (2) 有害鳥獣駆除の場合は、鳥獣保護管理法による許可証又は従事者証で確認する。

2 猟銃等所持許可更新申請については、当該用途の過去2年間の使用実績の有無により認定するものとする。

(認知機能検査)

第6条の2 署長は、第5条第1号から第3号までの申請者で許可申請書を提出した日における年齢が75歳以上の場合又は第5条第4号若しくは第5号の申請者で当該許可の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上の場合には、認知機能検査を実施するものとする。

2 認知機能検査収入証紙納付書（別記様式第4号）については、申請者に所要事項を記載させた上、収入証紙を貼付して警察署で保管するものとする。

3 認知機能検査の結果、規則第15条の基準に該当する場合には、受診等を命ずることができる。

(銃砲刀剣類所持許可証等の作成)

第7条 主管課長は、進達された申請書について審査し、許可の基準に適合した者については、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持

許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、クロスボウ射撃資格認定証又は年少射撃資格認定証（以下「許可証等」という。）を作成し、猟銃・空気銃所持許可証等送付書（別記様式第5号）により、進達署長に送付するものとする。ただし、猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証（以下「猟銃等所持許可証」という。）を作成しない許可（併記）の場合は、猟銃等所持許可証併記記載について（別記様式第6号）により許可番号を付与し送付するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により送付を受けた許可証等を交付するときは、猟銃等所持許可証等交付簿（別記様式第6号の2）により行うものとする。
- 3 主管課長は、別に定めるところにより猟銃等登録カード1部を作成し、警察署に送付するものとする。この場合において、主管課及び警察署において、猟銃所持者カードをそれぞれ1部作成するものとする。

（銃砲等又は刀剣類の確認）

第8条 署長の行う規則第17条の規定による銃砲等又は刀剣類の確認は、当該許可証とその対象物件を提出させ、法第5条第3項の規定による許可の基準に適合していることを確認した上で山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号。以下「公印規程」という。）第2条別表第1に規定する3号印（以下「3号印」という。）を押印して交付するものとする。

- 2 許可対象物件の搬入が不可能な場合には、これを証明する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の確認が済んだ場合は、速やかに主管課に確認年月日、許可番号、氏名等を電話報告するものとする。

（証明書、許可証の書換）

第9条 署長は、規則第22条の規定による講習修了証明書、規則第25条の規定による技能検定合格証明書若しくは規則第32条の規定による許可証の書換申請書又は規則第37条の規定による許可事項抹消申請書を受理したときは、申請事実を確認し、証明書又は許可証にその変更事項を記載し、あるいは許可事項の抹消を行い、3号印を押印して交付するものとする。

（証明書、許可証の再交付）

第10条 署長は、規則第22条の規定による講習修了証明書若しくは規則第25条の規定による技能検定合格証明書の再交付申請書又は規則第33条の規定による許可証の再交付申

請書を受理したときは、その事由を確認し、主管課長へ速やかに進達するものとする。

(更新の際の確認等)

第11条 署長は、規則第34条の規定による所持許可の更新手続として、猟銃等所持許可証許可証と当該許可に係る銃砲等の提示を受けたときは、第8条の規定に準じ、確認を行った上当該許可証メモ欄に別表に規定する更新申請中の印を押印して申請者に一時返却するものとする。

2 署長は、更新により新たな猟銃・空気銃所持許可証を交付する場合は、旧猟銃等所持許可証許可証を返納させるものとする。

3 署長は、猟銃等を2丁以上所持する者が更新する場合で、猟銃等所持許可証許可証を作成しないとき(併記更新)は、猟銃等所持許可証許可証の更新該当銃の更新欄に所定の事項を記載し旧許可番号及び旧有効期限を抹消し、3号印を押印して交付するものとする。

(失効した猟銃等の措置)

第12条 署長は、所持許可の更新申請を行わず、その許可が失効した者に対しては、その旨を通告し、速やかに許可事項の抹消あるいは猟銃等所持許可証の返納をさせるものとする。

2 署長は、前項の場合において、許可を受けていた者に対し、失効の日から50日以内に、当該猟銃等について、新たな所持許可の取得、譲渡又は廃棄の措置をさせるものとする。

3 署長は、前項の期間を経過したときは、許可を受けていた者に対し、当該猟銃等の提出を命じ、仮領置し、規則第38条に規定する仮領置書を交付するものとする。この場合において、仮領置書の番号は、山梨県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の年度ごとの一連番号とする。

4 署長は、銃砲又は刀剣類を仮領置した日から起算して6月以内に返還の申請がない場合は、売却することができるものとする。ただし、売却することができないもの又は売却に付しても買受人がないと認められるものは、廃棄することができるものとする。

第3章 講習会

(講習会の開催)

第13条 猟銃等に関する講習会は、次により実施するものとする。

- (1) 法第5条の3に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会又は法第5条の3の2に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会(以下「猟銃等講習会」という。)

は、それぞれ初心者講習会と経験者講習会に分けて実施するものとする。

(2) 法第9条の14に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）は単独で実施するものとする。

(3) 法第5条の5に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）は、銃種ごとに分けて実施するものとする。

（申込書の受付事務）

第14条 初心者講習会及び年少射撃資格講習会の受講申込書の受付事務は、次により行うものとする。

(1) 署長は、規則第20条の規定による講習受講申込書及び規則第80条の規定による年少射撃資格講習受講申込書を受理するときは、個々面接を行い認定基準等により不適格者の把握に努めること。

(2) 署長は、前号の受講申込書を受理したときは、所定の手数料を徴収し、講習会の日時、場所を指定した上、正本を警察署に保管し、写しを主管課長に送付するものとする。

(3) 受講申込の締切りは、講習会開催日の10日前とする。ただし、締切り後でも特別の事情のある者については、主管課の了解を得て受講申込を受理することができる。

(4) 署長は、受講申込締切り後、初心者講習又は年少射撃資格講習の受講者名簿（別記様式第7号）を2部作成し、1部を受講申込書の写しとともに一括して主管課長に送付するものとする。

2 経験者講習会の受講申込書の受付事務は、次により行うものとする。

(1) 署長は、受講申込書を受理したときは、所定の手数料を徴収し講習会の日時、場所を指定した上、正本を警察署に保管し、写しを主管課長に送付するものとする。

(2) 受講申込の締切りは、講習会開催日の10日前とする。ただし、締切後でも特別の事情のある者については、主管課の了解を得て受講申込を受理することができる。

(3) 署長は、受講申込締切り後、経験者講習の受講者名簿を2部作成し、1部を受講申込書の写しとともに一括して主管課長に送付するものとする。

(4) 主管課長及び署長は、経験者講習の受講者名簿を3年間保存するものとする。

3 猟銃等講習会会場においては、申込者と受講者が同一人であるかどうかについて申込書の写真その他により確認するものとする。

（考査）

第15条 初心者講習会及び年少射撃資格講習会の考査は、次により行うものとする。

(1) 初心者講習会

ア 考査の時間 1時間

イ 考査の方法 正誤式の筆記試験とする。ただし、筆記試験が不適當と認める者については、口頭による試験を行うことができる。

ウ 合格基準 50点満点として45点以上

(2) 年少射撃資格講習会

ア 考査の時間 1時間

イ 考査の方法 正誤式の筆記試験とする。ただし、筆記試験が不適當と認める者については、口頭による試験を行うことができる。

ウ 合格基準 50点満点として35点以上

(証明書の発行)

第16条 猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会の修了者には、修了証明書を交付するものとする。証明書番号は、初心者、経験者及び年少射撃資格の講習別とし暦年別とする。

(猟銃の操作及び射撃技能に関する講習)

第16条の2 技能講習の受付事務は、次により行うものとする。

(1) 署長は、技能講習受講申込書を受理したときは、所定の手数料を徴収し、講習会の日時、場所、時間及び銃種別を指定した上、正本を警察署に保管し、写しを主管課長に送付するものとする。

(2) 受講申込の締切りは、講習会開催日の10日前とする。ただし、締切り後でも特別の事情のある者については、主管課の了解を得て受講申込を受理することができる。

(3) 署長は、受講申込書を受理したときは、規則第27条に規定する技能講習通知書を作成し、申請者に交付するものとする。

(4) 署長は、受講申込締切り後、技能講習の受講者名簿を2部作成し、1部を受講申込書の写しとともに主管課長に送付するものとする。

2 修了証明書の発行事務は、次により行うものとする。

(1) 署長は、受講者から技能講習考査実施結果証明書(別記様式第7号の2)を受理したときは、山梨県警察情報管理システムの銃砲管理業務で技能講習の結果を確認し、合格者に対して技能講習修了証明書を作成し交付するものとする。

(2) 証明書番号は、警察署ごとに年度別とする。

(技能講習修了証明書の管理等)

第16条の3 技能講習修了証明書の管理事務は、次により行うものとする。

- (1) 署長は、警察署の生活安全担当課長を技能講習修了証明書及び受払等に関する管理責任者とする。
- (2) 署長は、技能講習修了証明書を施錠可能なロッカー等に保管し、許可証等受払簿（別記様式第7号の3）により現在数を管理し、技能講習修了証明書の不足が見込まれる場合は、主管課長に送付を依頼するものとする。
- (3) 主管課長は、技能講習修了証明書の送付依頼を受けたときは、技能講習修了証明書送付書（別記様式第7号の4）により署長に送付するものとする。
- (4) 署長は、主管課長から送付された技能講習修了証明書送付書を受領したときは、その下欄を切り取り、技能講習修了証明書受領書を作成して返送するものとする。
- (5) 署長は、誤記等により使用できなくなった技能講習修了証明書を廃棄するときは、許可証等受払簿に記載し、管理責任者立会いの下で行わせるものとする。
- (6) 署長は、技能講習修了証明書を交付するときは、技能講習修了証明書交付簿（別記様式第7号の5）により行うものとする。
- (7) 署長は、許可証等受払簿を毎月末に締め切り、管理責任者が押印するものとする。
- (8) 管理責任者が年度の途中で異動するときは、発令の前日に残枚数を確認して許可証等受払簿を締め切り、後任者に引き継ぐものとする。

第4章 技能検定の実施

(検定担当者等の指定)

第17条 主管課長は、法第5条の4に規定する技能検定（以下「技能検定」という。）の適正を期するため、あらかじめ職員の中から責任者を指定し、その者に行わせるものとする。

- 2 主管課長は、所属職員及び法第9条の3又は第9条の3の2の規定により公安委員会が指定した射撃指導員の中から検定員の補助者を指定して技能検定の補助をさせることができる。

(合格証明書の発行)

第18条 技能検定合格者には、合格証明書を交付するものとする。

- 2 証明書番号は、年度別とする。

第5章 行政処分

(行政処分の進達)

第19条 署長は、法第11条の規定による許可の取消しを要すると認める者があるときは、調査の上別記様式第8号の行政処分申請書に疎明資料を添えて主管課長に進達するものとする。

2 署長は、所持許可の更新申請について、審査の結果、法第5条又は第5条の2の欠格事由を発見したときは、前項に準じて申請するものとする。ただし、手続その他の理由から更新期間内に行政処分ができないと認められる者については、主管課長に報告し、その指示を受けて措置するものとする。

(行政処分執行通知書の送付)

第20条 主管課長は、聴聞を行った事案について処分の決定がされたときは、当該処分を受けた者の住所地を管轄する署長あてに別記様式第9号の行政処分執行通知書を送付するものとする。

(処分の執行)

第21条 署長は、次により行政処分の執行をするものとする。

- (1) 被処分者に対し、別記様式第10号の行政処分通知書を交付し、その請書を徴すること。
- (2) 被処分者が所持する銃砲（押収されている銃砲を除く。）は、仮領置し、仮領置書を交付すること。この場合において、仮領置書の番号は、公安委員会の年度ごとの一連番号とし、主管課から一連番号を取得するものとする。
- (3) 仮領置した銃砲について、返還申請があったときは、銃砲の所持許可を受けていた者からの譲渡贈与等を証明する書類を確認して、仮領置書と引換えに返還するものとする。

第5章の2 欠格事由に対する調査

(報告徴収)

第21条の2 署長は、法第12条の3の規定による所持許可者又は年少射撃資格者が、許可又は認定を受けた後も引き続き許可又は認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な報告を求めることができる。

(受診命令)

第21条の3 署長は、法第12条の3の規定による所持許可者又は年少射撃資格者が、許可又は認定を受けた後も引き続き許可又は認定の基準に適合しているかどうかを調査す

るため必要があると認めるときは、その者に対し、山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年山梨県公安委員会規則第4号）第1条第2項の規定により公安委員会が指定する医師による診断を受けるべきことを命ずることができる。

（公務所等への照会）

第21条の4 主管課長は、法第13条の2の規定により所持許可者（所持許可を受けようとする者を含む。）又は年少射撃資格者（資格認定を受けようとする者を含む。）の認定に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

なお、特段の事情がある場合は、主管課長の同意を得たうえで署長が公務所等への照会を行うことができるものとする。

（調査を行う間における銃砲刀剣類の保管）

第21条の5 署長は、法第13条の3第1項又は第3項の規定に該当し、所要の調査を行う間に当該銃砲等又は刀剣類を保管する必要があると認めるときは、主管課長と協議した上で保管することができる。

（返還）

第21条の6 署長は、法第13条の3第2項又は第4項の規定に基づき返還する場合は、主管課長に報告した上で返還するものとする。

第6章 射撃場関係

（指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請の受理等）

第22条 署長は、府令第10条の規定による指定射撃場の指定申請書、規則第50条の規定による教習射撃場指定申請書又は規則第64条の規定による練習射撃場指定申請書を受理したときは、添付書類を確認し、府令又は規則で定める基準による調査を行い、主管課長に進達するものとする。

2 主管課長は、前項の申請があった場合は、審査を行い、基準に適合している場合は、署長経由の上、指定書を交付するものとする。

（射撃場の立入り検査）

第23条 主管課長及び当該射撃場の所在地を管轄する署長は、指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場に対し立入り検査を実施し、府令及び規則で定める基準に適合するよう維持、管理されているか調査するものとする。

(射撃指導員の指定申請の受理等)

第24条 署長は、規則第43条に規定する射撃指導員指定申請書を受理したときは、添付書類を確認して生活安全部長が別に定める認定基準に適合しているかどうか調査の上、主管課長に進達するものとする。

2 主管課長は、前項の申請があったときは、審査を行い、認定基準に適合した場合は、規則に定める射撃指導員指定書を署長を経由して交付するものとする。

第7章 古式銃砲刀剣類の登録関係

(発見届による場合の登録)

第25条 法第23条の規定により銃砲等又は刀剣類を発見して警察署に届出をした者のうち、法第14条の規定による登録を受けて引き続き所持することを希望する者に係る手続は、次により行うものとする。

- (1) 法第23条の規定による銃砲等又は刀剣類の発見の届出は、古式銃砲・刀剣類発見届(別記様式第11号)に現品を添えさせること。
- (2) 署長は届出書記載事項に誤りがないときは、古式銃砲・刀剣類発見届出済証(別記様式第11号)を交付し、当該物件は届出人に返還するものとする。
- (3) 署長は前号の処理をしたのち古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書(別記様式第11号)を主管課長に送付するものとする。
- (4) 主管課長は、古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書を受理したときは、届出人の住所地を管轄する都道府県教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては知事)に送付するものとする。

第8章 雑則

(広報)

第26条 主管課長は、猟銃等講習会、年少者射撃資格講習会、技能講習及び技能検定の日時、場所その他必要な事項について広報紙を作成、配布し広報を行うものとする。

(移動の通知)

第27条 主管課長は、猟銃、空気銃、クロスボウ、空気拳銃及び拳銃を除く所持許可銃砲及び刀剣類について政令第41条の規定により他の都道府県公安委員会に確認、書換え又は返納の通知をするときは、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換等通知書(別記様式第12

号) により行うものとする。

- 2 主管課長は、他の都道府県公安委員会より、銃砲刀剣類所持許可証書換等通知書を受理したときは、許可を受けている者の住所地を管轄する署長に通知するものとする。
- 3 主管課長は、猟銃、空気銃、クロスボウ、空気拳銃及び拳銃について電子計算組織により譲渡通報、転出通報を受理したときは関係署長に通知するものとする。

(廃銃等の措置)

第28条 廃棄の対象は、次のとおりとする。

- (1) 所持者が更新せず廃銃するとき。
 - (2) 所持者が本人の都合で廃銃するとき。
 - (3) 所持者が死亡又は、行方不明となり家族等が廃銃するとき。
 - (4) 公安委員会の取消処分を受けた者が廃銃するとき。
 - (5) 発見届により廃銃するとき。
 - (6) その他の理由により廃銃するとき。
- 2 廃棄の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 廃銃を申立てた場合は、銃砲の任意提出及び廃棄処分依頼書(別記様式第13号)と該当銃を提出させる。
 - (2) 廃棄は、銃を約10センチメートル間隔に切断し、銃床は焼却あるいは数個に割り、機関部は完全に破壊すること。
 - (3) 廃棄は、幹部立会いのうえ実施し、銃砲刀剣類廃棄処理簿(別記様式第14号)に処理の顛末を明らかにしておくこと。
 - (4) クロスボウ及び刀剣類の廃棄についても銃砲に準じて措置するものとする。

(許可証の返納等)

第29条 署長は、規則第36条による返納届出書とともに所持許可証の提出を受けたときは、返納の理由を確認の上受理するものとし、第三者に譲渡する場合は、譲受人の譲受書(別記様式第15号)を添付するものとする。

- 2 返納された所持許可証は、幹部立会いのもとに焼却処分を行うとともに処分のてん末を明らかにしておくものとする。

(許可証記載事項の抹消)

第30条 署長は、規則第37条による許可事項抹消申請書とともに所持許可証の提示を受けたときは、抹消の理由を確認の上、所定の事項を抹消するものとする。

2 前条第1項後段の規定は、前項の場合に準用する。

(台帳等の備付)

第31条 主管課長及び署長は、規則第117条の規定に基づき、次の各号の台帳等を備付け、異動のあるごとに整理するものとする。ただし、猟銃等については猟銃等所持者カード、猟銃等登録カードをもって第4号の許可台帳に代え、第5号から第12号までの台帳等は主管課長のみが備付けるものとする。

- (1) 銃砲等又は刀剣類製造（製作）、（販売）者台帳（別記様式第16号）
- (2) 従業者名簿（別記様式第17号）
- (3) 使用人名簿（別記様式第18号）
- (4) 銃砲等又は刀剣類所持許可台帳
- (5) 講習受講者台帳（別記様式第19号）
- (6) 技能検定受験者名簿（別記様式第20号）
- (7) 教習射撃場指定台帳
- (8) 練習射撃場指定台帳
- (9) 保管業者名簿
- (10) 教習資格認定証交付台帳
- (11) 練習資格認定証交付台帳
- (12) クロスボウ射撃資格認定証交付台帳
- (13) 年少射撃資格者管理票（別記様式第21号）
- (14) 年少射撃資格認定講習修了証明書交付台帳（別記様式第22号）

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 銃砲刀剣類の所持許可等事務処理要綱（昭和48年山梨県警察本部訓令第21号）は、廃止する。
- 3 この訓令中第13条に規定する経験者講習会は、昭和56年8月から実施する。

附 則（昭和61年3月26日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月27日本部訓令第3号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成6年10月14日本部訓令第19号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年2月27日本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月15日本部訓令第13号）

この訓令は、平成17年8月15日から施行する。

附 則（平成18年3月22日本部訓令第13号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（令和2年11月25日本部訓令第9号）

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日本部訓令第3号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月14日本部訓令第6号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第2号）

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同

年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月27日本部訓令第3号）

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。

別表及び別記様式 略